

高石市立東羽衣小学校 学校いじめ防止基本方針

令和3年8月改訂

第1章 いじめ防止等のための基本方針

1. 基本理念

「いじめ」は、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。同時に「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうる」との認識に立ち、平素よりの意識が重要であるとする。

本校では、すべての児童が「いじめ」が人間として許されない行為であることを認識し、いじめを行わず、周囲のいじめを認識しながら放置することのないよう、児童の心を育てるための様々な取組みを進めるとともに、「いじめ」防止等のための対策を行う。

2. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いかなる理由があっても許されない行為であり、「いじめ」を行った側が改めなくてはならないものである。

3. 学校及び学校の教職員の責務

「いじめ」が行われることなく、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校及び学校の教職員は、保護者をはじめ関係者との連携を図りながら、早期発見、迅速かつ適切な対応に努めなくてはならない。また、平素より丁寧に児童との関係を築く努力を怠らず、児童の意識を高めるとともに、「いじめ」が疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発の防止に全力で努めなくてはならない。

4. 「いじめ」防止のための組織

(1) 名称

「高石市立東羽衣小学校いじめ対策委員会」

(2) 構成

校長・教頭・教務・養護教諭・生徒指導担当者

（各学年担任・支援コーディネーター・人権教育担当教員・道徳教育推進教師）※関係職員

(3) 役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ② 「いじめ」の未然防止のための取組
- ③ 「いじめ」の対応
- ④ 教職員の意識向上のための校内研修会の実施
- ⑤ 年間計画の企画および実施
- ⑥ 年間計画進捗状況の確認
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

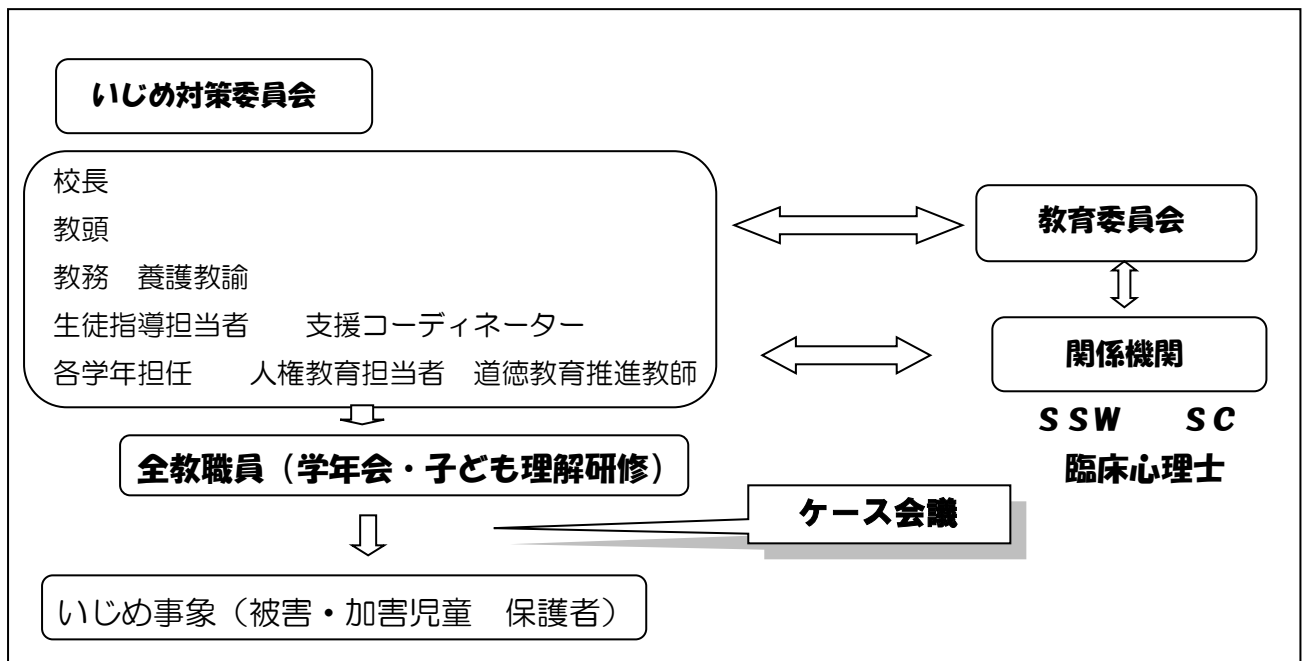
5. 年間計画

高石市立東羽衣小学校			いじめ防止年間計画	
4 月	随時、ケース会議の開催を行う。 前学年担任と新年度担任との引き継ぎ会 ◎保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 ◎家庭訪問 ◎校外学習（学級作り）		○第1回 いじめ対策委員会 ・年間計画確認 ・問題行動調査の共有 ○「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・PTA総会で説明 ・HPによる周知 ・学校だより「浜風」での周知 ○アンケート結果の検証 ○個人懇談会で保護者と連携	
5 月	子ども理解全体研修会 ◎PTA総会 授業参観 ◎学級懇談会 ◎運動会 Meet & Greet （教育相談）月間			
6 月	社会性測定用尺度調査実施（4～6年生） いじめアンケートの実施			
7 月	◎個人懇談会（家庭での様子の把握）			
夏季休業中	社会性測定用尺度結果検証 ※必要に応じて、家庭訪問・電話連絡・オンラインミーティング等		○第2回 いじめ対策委員会	
8・9 月	◎校外学習	◎校外学習	◎林間学舎（5 年） ◎修学旅行（6 年）	○個人懇談会で保護者と情報共有・連携 学校アンケート実施 （児童・保護者・教職員）
10 月	いじめアンケートの実施			
11 月	Fellowship（面談）月間			
12 月	社会性測定用尺度調査実施（4～6年生）			
	◎個人懇談会（児童の様子） ◎休日参観	◎個人懇談会（児童の様子） ◎休日参観	◎個人懇談会（児童の様子） ◎休日参観	
	社会性測定用尺度結果検証			
1 月	いじめアンケートの実施			○アンケート委員会 ○第3回 いじめ対策委員会 （年間の取組 総括）
2 月	◎授業参観・学級懇談会	◎授業参観・学級懇談会	◎授業参観・学級懇談会	
3 月	子ども理解全体研修			
	社会性測定用尺度調査実施（4～6年生）			
	社会性測定用尺度結果検証			

第2章 「いじめ」の未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちが主体的に取り組む「いじめ」防止活動を推進する。

1. 「いじめ」防止のための学校体制



2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員が情報等を共有する場を設定し、早期の発見に努める。

- ① 年間2回（6月・2月）の「子ども理解研修会」で、「気づき」を共有する。
- ② 生活指導部会で担任等が把握した児童の様子や、実際におこった事例、事案を共有し、学年会・担任との迅速な連絡体制をとる。
- ③ 必要に応じてケース会議を随時開催し、重要事案の共有と専門機関との連携を図る。
- ④ 年間3回（学期に1回程度）、「いじめ」等について児童アンケートを実施する。
- ⑤ 個人懇談会、学級懇談会等の機会を大切にし、保護者との連絡を密にする。

(2) 児童の感性を高め、人間としての「在り方・生き方」について考え、自ら「いじめ」を許さず、よりよく生きようとする子どもを育てるため、道徳教育・人権教育の充実に努める。

(3) 自己有用感を高め、自分や友達の良さを認められるよう、教育活動全体を通じての取組みを系統立てて展開する。また、学習活動において達成感や自信を持ち、互いを認めることができるよう、授業での取組みを工夫するよう努める。

- ① わかった、できた喜びを味わわせることができるよう、少人数指導等を活用し、授業の展開の工夫を図る。
- ② 学級会活動、児童会活動や異年齢活動を通じて、温かい集団作りを進めるとともに、人とのつながりの中で達成感を味わえるよう工夫する。

(4) いじめに気づき、防止する観点から、研修会等を通じて教職員の意識を高め、カウンセリングマインドや資質の向上に努める。

第3章 いじめの早期発見

1. いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの実態把握

いじめを早期に発見するため、児童への定期的な調査・教育相談（面談）を実施する。

① 定期的なアンケートの実施

1学期（6月ごろ）・2学期（10月ごろ）と3学期（2月ごろ）にいじめについてのアンケート、2学期（12月初旬）に学校アンケートを実施する。

② 「心と身体の相談窓口」について児童に周知する。

③ 日常、学級会活動や特別活動の時間、休憩時間や給食指導時間の様子には特に注意して観察を行い、児童の様子の把握に努める。

(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、1学期、2学期の個人懇談会および学級懇談会等の機会を捉え、小さな気づきを見逃さず、真摯に対応するよう努める。

2. 児童、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

(1) 相談窓口については、年度初めに校務分掌に「心と身体の相談窓口」として位置づけ、学校通信や児童朝会の機会に保護者と児童に周知する。窓口は、養護教諭（保健室）、支援教育コーディネーターとする。また、状況に応じて、校長、教頭、教務等が対応する。

(2) いじめの防止等の対策のための組織（以下、いじめ対策委員会）が中心となり、事案について迅速に対応するよう努める。その際、必要に応じて専門家の助言を適切に仰ぎ協議する。（スクールカウンセラー、SSW、臨床心理士等）

第4章 いじめに対する対応

1. いじめを発見・通報を受けた時の対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささやかな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確にかかわる。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や管理職に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかに児童より聴き取るなどして、いじめの事実の有無について確認する。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会等を通じて必要に応じて所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに関係機関等と連携し、適切に援助を求める。

2. いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童の痛みに寄り添う姿勢で対応する。あわせて、状況に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

3. いじめた児童への指導またはその保護者への助言

速やかにいじめをやめさせたうえで、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。状況に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につながるよう働きかける。

すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての児童が互いを尊重し、認めあう集団づくりを進めるため、すべての教職員が支援し児童と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

5. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の SNS 等を利用したいじめなどについては、大人の目にふれにくく、発見しにくいこともあり、発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に行うとともに、保護者においても理解を求めていく。

また、正しく認識するとともに、安易な書き込み等が犯罪につながることを知るために、「携帯安全教室」「非行防止教室」などの機会を活用して、児童・保護者への啓発に努める。

(2) ネット上の不適切な書き込み等によるいじめ事象を認知した場合、まず学校として問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議する。その後、関係児童からの聞き取り等の調査を行い、削除の要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童の精神的ケア等、関係機関との連携も含め必要な措置を講ずる。

(3) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのある時は、所轄警察署等に通報し、保護者と連携して適切に支援を求める。